

【重要事項説明書】

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 042-508-3589（月曜～金曜 午前9時～午後5時）

担当 高田 真波

※ご不明な点がございましたら、お尋ねください。

2. 事業者・事業所の概要

(1) 訪問看護事業所の指定番号及びサービス提供地域

[事業者]

法人格	一般営利法人
法人名	合同会社 with
設立年月	令和8年3月5日
代表者名	近藤 由真
事業所名	ウィズ訪問看護ステーション
開設年月	令和8年7月1日
管理者名	高田 真波
所在地	あきる野市草花 3057 レジデンス・ジュン 206
連絡先	TEL:042-508-3589 FAX:042-508-3590
サービスの種類	訪問看護
介護保険指定番号	1365290087
サービスを提供する地域※	あきる野市、日の出町、福生市、羽村市、青梅市

※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者：1名

看護師：2.5名以上

事務員：1名

(3) 営業時間

営業日	月～金 午前9時～午後5時
休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

(4) 事業の目的及び運営方針

【目的】

ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- ①ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ②ステーションは事業の運営にあたり、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- ③ステーションは事業の運営にあたり、関係市町村・地域包括支援センター・保健所および近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

3. サービス内容

(1) 看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・経皮的動脈血酸素飽和度）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴・手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

(2) 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・排便・座薬挿入等）

(3) リハビリ援助行為

- ・運動療法（関節可動域運動、筋力増強運動、歩行訓練、階段昇降練習等個別に応じた訓練）
- ・認知予防指導（趣味の活用・脳トレーニングなど）

(4) 介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言
- ※その他ご相談に応じます。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約締結後、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に基づいて訪問看護計画書作成し、サービス提供を開始いたします。介護保険利用者は、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。医療保険利用者は、医師（主治医）の指示書を受け取り、ご利用できる社会資源手続き後に開始となります。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書もしくは口頭でお申し出ください。指示書を発行された医師（主治医）の意向を確認させていただきます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合、やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の30日前までに、口頭もしくは文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が医療施設に入院もしくは介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず支払われない場合
- ・当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどのセクハラ行為、不当な呼び出し、無断キャンセル等の背信行為を行った場合

上記に該当する場合、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただきます。

⑤その他

利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5. 利用料金

(1) 介護保険による訪問看護サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりで、お支払いいただく「利用者負担金」は、各利用者の負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【介護保険をご利用の方】

訪問看護費(介護区分：要介護 1～5)

サービス内容		1 回あたり	単位数	ご利用者様負担額			
				10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師の訪問	I 1	20 分未満	314	3,359 円	336 円	672 円	1,008 円
	I 2	30 分未満	471	5,039 円	504 円	1,008 円	1,512 円
	I 3	30 分以上 1 時間未満	823	8,806 円	881 円	1,762 円	2,642 円
	I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	12,069 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円
理学療法士等 による訪問	I 5	20 分	294	3,145 円	315 円	629 円	944 円

介護予防訪問看護費(介護区分：要支援 1～2)

サービス内容		1 回あたり	単位数	ご利用者様負担額			
				10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師の訪問	I 1	20 分未満	303	3,242 円	325 円	649 円	973 円
	I 2	30 分未満	451	4,825 円	483 円	965 円	1,448 円
	I 3	30 分以上 1 時間未満	794	8,495 円	850 円	1,699 円	2,549 円
	I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	11,663 円	1,167 円	2,333 円	3,499 円
理学療法士等 による訪問	I 5	20 分	284	3,038 円	304 円	608 円	912 円

[その他の加算]

加算の種類	加算の要件	単位数	ご利用者様負担額			
			10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
緊急時訪問看護加算 I (1 カ月に 1 回)	利用者又はその家族に 対して 24 時間連絡体制 にあり、必要に応じて 緊急訪問を行う体制に ある	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算 II (1 カ月に 1 回)		574	6,141 円	615 円	1,229 円	1,843 円

特別管理加算Ⅰ (1カ月に1回)	・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	500	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算Ⅱ (1カ月に1回)	・在宅自己腹膜灌流指導 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している状態 ・真皮を超える褥瘡	250	2,675 円	268 円	535 円	803 円
初回加算 (初回のみ)	契約後の初回訪問、要支援から要介護・要介護から要支援になった場合等	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円
長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算の対象となる利用者に対し、1時間 30 分を超える訪問看護を行った場合	300	3,210 円	321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算 (初回のみ)	入院先(介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む)の医師や看護師と共同で、在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合	600	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
複数名加算Ⅰ (1回につき)	同時に2人の看護師等による訪問看護が必要な場合 (30分未満)	254	2,717 円	272 円	544 円	816 円
	同時に2人の看護師等による訪問看護が必要な場合 (30分以上)	402	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円
複数名加算Ⅱ (1回につき)	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問看護が必要な場合 (30分未満)	201	2,150 円	215 円	430 円	645 円
	同時に1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問看護が必要な場合 (30分以上)	317	3,391 円	340 円	679 円	1,018 円
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前 14 日以内に2回以上の訪問をし、2 回以上ターミナルケアを行った場合	2,500	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円
処遇改善加算	1月につき	当該月の介護報酬総単位(訪問看護費＋各種加算)×1.8%				

＊基本利用料に対し、早朝(6～8時)・夜間(18～22時) 25%増、深夜(22～6時) 50%増となります。

【医療保険をご利用の方】

※(基本療養費+管理療養費+加算)×負担割合となります。

[基本部分]

区分	加算の種類		10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	保健師・助産師・看護師 による訪問	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 による訪問		5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ ※同一建物居住者への訪問 (1日につき)	保健師・助産師・看護師 による訪問 (同一日に2人)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	保健師・助産師・看護師 による訪問 (同一日に3人以上 9人以下)	週3日まで	2,780円	280円	560円	830円
		週4日以降	3,280円	330円	660円	980円
	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士による訪問	同一日に 2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		同一日に 3人以上 9人以下	2,780円	280円	560円	830円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき)	入院中の外泊時における訪問 (一定の条件あり)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護療養費Ⅰ	保健師・看護師 又は作業療法士による訪問	週3日まで 30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週3日まで 30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
		週4日以降 30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		週4日以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円

精神科訪問看護療養費Ⅲ ※同一建物居住者への訪問 (1日につき)	同一日に2人	週3日まで 30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		週3日まで 30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
		週4日以降 30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		週4日以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	同一日に3人以上9人以下	週3日まで 30分以上	2,780円	280円	560円	830円
		週3日まで 30分未満	2,130円	210円	430円	640円
		週4日以降 30分以上	3,280円	330円	660円	990円
		週4日以降 30分未満	2,550円	260円	510円	770円
精神科訪問看護療養費Ⅳ	入院中の外泊時における訪問 (一定の条件あり)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初回のみ		7,710円	770円	1,540円	2,310円
	月の2回目以降の訪問		3,010円	300円	600円	900円

[その他の加算]

加算の種類	加算の要件	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算ロ (月に1回)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制	6,520円	650円	1,300円	1,960円
緊急訪問看護加算 (1日につき1回)	利用者又はその家族の求めに応じて、在宅支援診療所の指示により緊急訪問看護を行った場合(イ：月14日まで)	2,650円	270円	530円	800円
	利用者又はその家族の求めに応じて、在宅支援診療所の指示により緊急訪問看護を行った場合(ロ：月15日以降)	2,000円	200円	400円	600円
精神科緊急訪問看護加算 (1日につき1回)	利用者又はその家族の求めに応じて、在宅支援診療所の指示により緊急訪問看護を行った場合	2,650円	270円	540円	810円

特 別 管 理 加 算 I (月に1回)	・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算 II (月に1回)	・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している状態 ・真皮を超える褥瘡	2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理指導加算	特別管理加算の該当者に対して、退院時共同指導加算に加えて算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退 院 時 共 同 指 導 加 算 (1 回限り)	入院先(介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む)の医師や看護師と共同で、在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退 院 支 援 指 導 加 算 (退院日のみ)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び診療により、退院日に在宅での療養上に必要な指導を行った場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び診療により、退院日に在宅での療養上に必要な指導を行った場合(90 分を超える場合)	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間(90 分以上)にわたる指定訪問看護を行った場合	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡前14 日以内に2 回以上訪問をし、ターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に説明しケアを行った場合	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
在 宅 患 者 連 携 指 導 加 算 (月に1回)	医療関係職種間で月に2 回以上文書などで情報共有を行い、その情報に基づいて療養上必要な指導を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	治療方針の変更に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時(月2 回まで)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18～22 時、早朝 6～8 時	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	深夜：22～6 時	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

加算の種類	加算要件			ご利用者様負担額			
				10 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名加算	・ 複数の看護師による訪問	同一建物 2 人まで		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3～9 人		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	・ 看護師とその他職員による訪問	同一建物 2 人まで		3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3～9 人		2,700 円	270 円	540 円	810 円
	・ 厚生労働大臣が定める場合	1 日 1 回	同一建物 2 人まで	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			同一建物 3～9 人	2,700 円	270 円	540 円	810 円
		1 日 2 回	同一建物 2 人まで	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			同一建物 3～9 人	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
		1 日 3 回	同一建物 2 人まで	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			同一建物 3～9 人	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師 作業療法士又は 精神保健福祉士と同時に訪問	1 日 2 回	同一建物 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物 3～9 人	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		1 日 3 回	同一建物 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
			同一建物 3～9 人	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が認める疾病等又は特別指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて 1 日 2 回又は 3 回以上訪問した場合	1 日 2 回	同一建物 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物 3～9 人	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		1 日 3 回	同一建物 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
			同一建物 3～9 人	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
訪問看護情報提供療養費	Ⅰ～Ⅲ			1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護 医療 DX 情報活用加算	電子資格により、利用者の診療情報を取得等したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合			50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護 ベースアップ評価料 Ⅰ	賃金の改善を図る体制にある場合			1,050 円	110 円	210 円	320 円
訪問看護物価対応料 (1 日につき)	診療報酬改定による物価高騰への対応費用	月の初日		60 円	6 円	12 円	18 円
		2 日目以降の訪問		20 円	2 円	4 円	6 円

※利用する医療保険により、ご負担額が変わります。

※サービスを提供させていただくために使用する水道・電気・ガス等の費用や介護用品、衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

(3) 交通費

交通費は当事業所が負担します。

実施地域を超える場合は、1 回一律 300 円を実費でご請求をさせていただきます。

(4) その他

以上の他に、保険外のご請求をさせていただく場合がございます。

- ・エンゼルケア(死後の処置)20,000 円
- ・実施地域を超えた場合は、1 回一律 300 円
- ・キャンセル料(ご事情のある場合は除く)当該利用料金の 5 割

(5) 利用料金支払方法

毎月末締めとし、翌月 27 日に口座振替とさせていただきます。

6. サービスの内容に関する苦情

ウィズ訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

苦情窓口	連絡先
ウィズ訪問看護ステーション 管理者 高田 真波	受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時 電話 042-508-3589 住所 あきる野市草花 3057 レジデンス・ジュン 206
東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177
あきる野市役所 高齢者支援課	電話 042-558-1111
日の出町役場 いきいき健康課	電話 042-597-0511
福生市役所介護福祉課	電話 042-555-1511
羽村市役所高齢介護福祉課	電話 042-555-1111
青梅市役所高齢介護課	電話 0428-22-1111

7. 担当する職員の変更をご希望される場合 利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、ご相談ください。

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

8. 記録の保管

指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から 5 年間保存します。利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

9. 家族等への連絡について

希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 損害賠償保険に加入

【保険会社名】 東京海上日動火災保険株式会社 【保険名】 訪問看護事業者特別約款

【補償の概要】 事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

13. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
- (3) 感染症及び災害時に関わる業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

14. 虐待防止に関する事項

利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備を行います。
- (3) 虐待防止の為の定期的な研修の実施を行います。
- (4) 措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

15. 身体拘束の禁止

(1) サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するためのやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

(2)身体拘束を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

16. ハラスメントの防止

利用者に対してより良いサービスを提供し、職場及び居宅等におけるハラスメントを防止するために、次の掲げる必要な措置を講じます。

(1)職場内におけるハラスメント対策を検討する委員会を定期的に開催します。

(2)利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止のための基本方針を整備します。

(3)職員に対するハラスメントを防止するための研修を定期的に開催します。

(4)ハラスメント防止対策に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

17. 重要事項の変更

この重要事項の内容に変更が生じた場合はその内容に応じて文書、口頭にて説明及び同意を得ます。